

次期「滋賀県地域福祉支援計画（原案）」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和7年（2025年）12月19日（金）から令和8年（2026年）1月19日（月）までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、次期「滋賀県地域福祉支援計画（原案）」について意見・情報の募集を行った結果、4名（団体を含む）から21件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
第1章 はじめに	0
第2章 本県の地域社会を取り巻く現状	1
第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）	0
第4章 基本理念と基本方針	0
第5章 今後取り組むべき重点事項	1
第6章 取組の内容	
Ⅰ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進	8
Ⅱ 地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進	3
Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりおよび活動の推進	2
第7章 市町への支援等	0
第8章 計画の進行管理	0
用語の解説	1
全体	5
合計	21

3 提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方
別紙のとおり

「滋賀県地域福祉支援計画(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	行	意見等	滋賀県の考え方
第2章 本県の地域社会を取り巻く現状				
10 成年後見制度利用者数				
1	29	2	成年後見制度利用者数が増加していることに加え、担い手不足や制度の周知がまだ十分でなく、推計される認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の人数からすると利用率はかなり低いことについても触れられると、より実態が分かるかと思えます。	御意見の趣旨を踏まえ、現状の成年後見制度には課題があり、国において見直しが検討されていることを追記します。 【追記】 国においては、高齢化の進展など成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しが検討されています。
第5章 今後取り組むべき重点事項				
1 地域福祉をめぐる課題等				
2	45	9	「自立した生活」とありますが、「自立」が強調されているような印象があり、「自立」のとらえ方も幅広いため、「自分らしい生活」の表現の方が適当と考えます。(【概要】第5章にある表現も同様)	当該箇所については、頼れる身寄りがいない高齢者や判断能力が不十分な人などが人生の最期まで安心して歳を重ねることができる環境の整備に関する記載であり、御意見を踏まえ、以下のとおり、表記を修正します。 【修正前】 自分らしく自立した生活を送ることができる環境の整備 【修正後】 本人の意思が十分尊重された自分らしい生活を送ることができる環境の整備
第6章 取組の内容				
I 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進				
(1) 様々な生きづらさがある本人および世帯などへの総合的な対応の推進				
3	46	○の2つ目	高齢者・認知症の人、障害のある人…の後に「～とその家族」も加えていただくと、困ったときに孤立させない対象に家庭内でケアを抱えて孤立しがちなケアラーも入ってよいかと思います。	「高齢者・認知症の人、障害のある人」等の記載は例示であり、「家族」や「ケアラー」なども含めた「誰もが何かで困ったとき」を対象としていることから、原案のとおりとします。
4	53	23	「居場所づくりとして、子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物資支援などを行う民間団体等の取組を支援します」が、「⑤困難な問題を抱える女性」の枠組内に記載されていることに違和感があります。「③子ども・若者、子育て世帯」の中に組み込む方がよいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、「③子ども・若者、子育て世帯」に子ども食堂の取組を追記します。 「③子ども・若者、子育て世帯」 【修正前】P51 22行目 ・全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。 【修正後】 ・全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、子ども・若者の視点に立った、子ども食堂など多様な居場所づくりに取り組みます。 また、「⑤困難な問題を抱える女性」の記載については、以下のとおり、表記を修正します。 「⑤困難な問題を抱える女性」 【修正前】P53 23行目 居場所づくりとして、子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物資支援などを行う民間団体等の取組を支援します。 【修正後】 居場所づくりとして、孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実施する事業者を対象に運営支援、物資支援などを行う民間団体等の取組を支援します。

番号	頁	行	意見等	滋賀県の考え方
5	57	9	「相談窓口を設け」 いのちの電話をはじめとする非営利の民間活動も大きな役割を果たしていることから、以下のように修文してはいかがでしょうか。 (修文案)…相談窓口の設置や「滋賀いのちの電話」等、専門的な相談活動への支援を通して、人を孤立させない体制を作ります。	御意見を踏まえ、取組を追記し、表記を修正します。 【修正前】 ここに悩みを抱えた人に寄り添った丁寧な相談対応を行うため、電話や対面などによる相談窓口を設け、孤立させない体制を作るとともに、これら相談窓口の周知を行います。 【修正後】 ここに悩みを抱えた人に寄り添った丁寧な相談対応を行うため、電話や対面などによる相談窓口の設置や「滋賀いのちの電話」等、専門的な相談活動への支援を通して、人を孤立させない体制を作ります。
6	58	5	ヤングケアラーについて、ケアラーはヤングケアラーだけでないという認識のもと、全国的にも県内(大津市等)でも、京都市における条例づくりを参考にしたケアラー支援条例策定への動きが進んでいる状況を踏まえ、これからの計画においては、不登校の子を持つ親や認知症家族等、ケアラーを広くとらえてその支援の必要性を計画に示してはいかがでしょうか。	本計画では、ヤングケアラーだけでなく、高齢者・認知症の人、ひきこもり状態にある人、SOSが出せない人、孤立しがちな人など、様々な生きづらさのある本人だけでなく、その世帯や家族などを含めて対象とし、ケアラーを広くとらえて、県、市町、事業者等と連携しながら各取組の推進および支援を行うこととしていることから、原案のとおりとします。 なお、いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
7	59	14	情報の提供を多言語で行うだけでなく、行政機関等の窓口でも多言語で対応できるような配慮(人的な配置が望ましいですが、それが難しければICT機器を使用したアプリ等の翻訳機の導入など)が必要ではないでしょうか。	誰もが利用しやすい行政窓口を目指すため、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
(4) 権利擁護支援の推進				
8	62	26	判断能力が不十分な人が「発見され」の表現に違和感があります。支援対象者としか捉えていないような表現に思われるかもしれないので、「判断能力が不十分な人や困りごとを抱えた人が必要な支援につながるよう～」とした方がよいと思います。	御意見を踏まえ、表記を修正します。 【修正前】 判断能力が不十分な人が発見され、必要な支援につながるよう活動を支援します。 【修正後】 判断能力が不十分な人や困りごとのある人が必要な支援につながるよう活動を支援します。
9	63	6	法人後見受任団体の育成には「法人後見を新たに担う団体の養成研修」と「既受任団体への研修」の両方があるかと思いますが、どちらも含む表現か、担い手確保のための取組として記載するには前者の方がより適切な気がします。また、レイカディアプランや障害者プランでは「法人後見受任団体の育成」という表記をされていたかと思いますが。	御意見を踏まえ、表記を修正します。 【修正前】 成年後見制度の首長申立に関する研修や法人後見受任団体への研修の実施など、市町や中核機関、専門職団体、裁判所等の関係団体と連携の上、後見人等の担い手の確保につながる取組を推進します。 【修正後】 成年後見制度の首長申立に関する研修や法人後見受任団体の育成など、市町や中核機関、専門職団体、裁判所等の関係団体と連携の上、後見人等の担い手の確保につながる取組を推進します。
10	63	16	「③身寄りのない高齢者等への支援」の項目に地域福祉権利擁護事業の利用促進についてメインで記載されていることに違和感があります。「②成年後見制度の利用促進」の次に、「③地域福祉権利擁護事業のさらなる推進」のように項目を分けてはどうでしょうか。 また、2点目にある「支援を必要とする人をしっかりと把握し～」の文章は、「支援を必要とする人のニーズを把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しながら意思決定支援を行い、質の高い相談対応を促進します」のようにした方がよいと思います。	国では、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援として、地域福祉権利擁護事業を拡充・発展させた新たな事業を検討しており、関連が深いことから、原案のとおりとします。 また、後段に関しては、御意見を踏まえ、以下のとおり、表記を修正します。 【修正前】 日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。 【修正後】 日常の見守り活動等により支援を必要とする人のニーズを把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しながら意思決定支援を行い、質の高い相談対応を促進します。

番号	頁	行	意見等	滋賀県の考え方
第6章 取組の内容				
II 地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進				
(1)地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進				
11	68	11	「子育てを応援するサービスの提供や」 (修正案)子育てを応援するサービスの提供や子どもの笑顔はぐくみプロジェクト等、地域全体で	御意見を踏まえ、取組を追記します。 【修正前】 淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなど 【修正後】 淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や子どもの笑顔はぐくみプロジェクト等、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなど
12	69	5	「子ども食堂等における子どもたちと農業者の交流機会の創出」 ・一事例であることから削除が適切と考えます。	御意見の記載に関しては、他の取組も含めて、具体的な内容を例示し、推進を図ろうとするものであるため、原案のとおりとします。
13	69	10	「社会的処方」 ・滋賀県の施策としてどのように位置づけられているのか理解していませんが、具体的な施策はあるのでしょうか。	今後、文化活動等の地域資源を生かしたモデル事業や、美術館・博物館の職員、医療・福祉関係者等を対象とした研修会などについて、検討してまいります。
第6章 取組の内容				
III 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりおよび活動の推進				
(2)福祉人材の育成・確保・定着				
14	78	11	「介護福祉士や保育士の資格を取得を目指す学生に対し」とありますが、介護福祉士養成校が閉校するなど、介護福祉士取得だけではなく、介護員養成研修実施校での介護職員初任者研修を受講する高校生に対しても、何らかの施策も検討する方がよいのではないのでしょうか。ついては、以下の追記について検討ください。 「県内の高校に在学し、介護職員初任者研修等、介護職員の資格取得を目指す学生への支援を進めます。」	福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す高校生に対しては、修学資金の支援などに取り組んでおり、「学生」には高校生も含めていることから、原案のとおりとします。 いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
15	79	14	抱え上げない介護（ノーリフティングケア）が国のスタンダードとなっていることから、この事項について追記が適切と考えます。県施策においても、介護現場革新と並行して、抱え上げない介護推進のための中核人材の育成、組織づくりに取り組んでいるところです。	御意見を踏まえ、取組を追記します。 【修正前】 最新のロボット技術やICTなどの業務の負担軽減や効率化に資する機器等について、福祉事業所等への導入を進めるとともに、その効果や課題を情報提供することにより普及を促進します。 【修正後】 抱え上げない介護や、最新のロボット技術、ICTなどの業務の負担軽減や効率化に資する機器等について、福祉事業所等への導入を進めるとともに、その効果や課題を情報提供することにより普及を促進します。
用語の解説				
16	97	7	「自ら意思決定をすることに困難を抱える者」の表現に違和感があります。また平成11年の民法改正を説明するよりも、現行の成年後見制度についてわかりやすく解説する方がよいと思います。（任意後見と法定後見があり、法定後見は知的障害・精神障害や認知症により判断能力が不十分な場合に、程度に応じて補助、保佐、貢献の類型がある） 参考：厚労省HP成年後見はわかりやすいサイト より 例：認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護する制度。 例：いろいろな契約や手続きをする際に、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、同じ地域に暮らす様々な人々がつながって一緒に考え、お手伝いする制度。	御意見を踏まえ、表記を修正します。 【修正前】 自ら意思決定をすることに困難を抱える者（認知症高齢者・知的障害のある人・精神障害のある人等）を保護するための制度。平成11年12月の民法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められた。 【修正後】 認知症、知的障害、精神障害等の理由で、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護する制度。様々な契約や手続きをする際に、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、同じ地域に暮らす様々な人々がつながって一緒に考え、お手伝いするもの。

番号	頁	行	意見等	滋賀県の考え方
全体				
17	-	-	全体を通して、元気な高齢者(アクティブシニア)の活躍という視点が少ないように見受けられます。昨今は、民生委員や老人クラブという従来の枠組みにとらわれない、様々な活動がシニア世代で活発であり、地域の担い手として、比較的若いシニアの活躍という視点を入れてはどうでしょうか。	高齢者の活躍の視点については、今後の個別計画の改定時期に御意見を踏まえた検討が行えるよう、参考にさせていただきます。
18	-	-	介護ヘルパーの不足を行政がイニシアチブをとって進めること。 ・とりわけ男性ヘルパーが不足しており、また、市町においても整備にばらつきがあり、障害のある人たちの日常生活を支えきれていないのが現実である。	介護職員の人材確保は重要であり、本計画においても重点的に取り組む事項に位置付けています。各個別計画とも連携し、複合・複雑化する地域生活課題に対応できる専門的知識、経験、技術を持った福祉人材の育成とその活動の支援に取り組んでまいります。 いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
19	-	-	鉄道駅のバリアフリー化を鉄道事業者任せにするのではなく、行政から働きかけ促進させること。 ・とりわけ、JR湖西線和邇駅以降のバリアフリー化を早急に進める。そのため、行政が率先して事業者であるJRに働きかけること。	本計画では、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進することとしていることから、原案のとおりとします。 なお、駅のバリアフリー化については、国や鉄道事業者に対し、要望を行っているところであり、いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
20	-	-	障害のある人たちの防災体制を整備すること。 ・地震の確率ハザードマップに関係なく、障害者の人の避難者登録を進めるよう呼びかけるとともに、福祉避難所等の整備等災害が起きたときの安心して避難できる体制を本人任せにするのではなく、組織的に取り組むこと。	本計画では、「災害時の福祉支援体制整備の推進」を重点的に取り組む事項に位置付け、個別避難計画の策定支援、災害時の福祉避難所の機能確保、災害派遣福祉チーム(しがDWAT)の充実等、災害時に要配慮者が避難しやすい環境整備や福祉支援体制の整備を推進することとしていることから、原案のとおりとします。 いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。
21	-	-	強度行動障害の方が入所できるGHや施設を増やしてください。 ・民間のGHに入所されている方が、車いすの方を倒してしまったことを理由に退所を迫られています。障害理解や支援体制のあり方も含めた総合的な検討や分析が必要にもかかわらず、当事者責任だけが強調され、薬の増量を繰り返し要請されたり、退所を迫られています。そうした経営側とのやりとりに親は心労を極められています。その結果、やむなく他府県を探しはじめています。 ・別の県外に入所されているご家族の方は、GHの対応に疑問を持たれ、県内に戻ることを希望し大津市に新しくできたGHにあたりましたが、すでに満杯で入れませんでした。 ・障滋協の調査では、強度行動障害で入所待機されている方は県内に100名以上いらっしゃいます。 ・県は独自策として、GH設置補助を行われていますが、引き続き、継続してください。合わせて、入所施設の設置も検討してください。	本計画では、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活支援サービス等の充実(体制整備、人材育成、確保)を進めることとしています。 具体的なGHや施設の整備計画は、個別計画に基づいて検討していくことから、原案のとおりとします。 いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。